

■ダイオキシン類取扱い特別教育

事業者は火焼面積が0.5㎡以上（2以上の焼却炉が設置されている場合は、その火焼面積の合計が0.5㎡以上）又は、焼却能力が1時間当たり50kg以上（2以上の焼却炉が設置されている場合は、その火焼面積の合計が50kg以上）の廃棄物焼却炉を有する廃棄物焼却施設における次の業務に従事する労働者に対して、ダイオキシン類の有害性、作業の方法及び事故の場合の措置、保護具の使用法、又、ダイオキシン類のばく露を防止するため必要な事項について特別の教育を行うことが義務づけられています。